令和８年度

室戸岬漁港浮桟橋購入業務

公募型プロポーザル募集要項

令和８年11月

室　戸　市

第１　業務の概要

（１）　業務名

令和８年度　室戸岬漁港浮桟橋購入業務

（２）　業務の目的

室戸岬漁港に浮桟橋を設置することにより、遊漁船の乗船時に利用者の安全確保及び満足度の向上を図り、交流人口の拡大及び遊漁事業者の所得向上につなげることを目的としています。

（３）　業務の内容及び履行期限

別紙「令和８年度　室戸岬漁港浮桟橋購入業務仕様書」のとおり

第２　見積限度額

22,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※20,000,000 円以上の契約につきましては、室戸市議会の議決が必要となります。（議会の議決を得た後（令和９年１月末を予定）に本契約とする仮契約を締結することとなります。）

第３　審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公平に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「令和８年室戸岬漁港浮桟橋購入業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

第４　契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定めた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。７日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うことになります。

第５　資格要件

プロポーザルへの参加資格は、次のとおりとします。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同項を準用する場合を含む。）の規定に該当しない者

（２）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者

（３）　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく、破産手続開始の申立てがなされていない者

（４）　室戸市暴力団排除条例（平成２２年条例第２５条）第２条第１号及び第２号の規定に該当していない者

（５）　国税及び地方税を滞納していない、かつ、本市若しくは他の公共団体又は国から競争入札に係る入札参加資格停止措置を受けていない者

第６　参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、募集要項の別記　様式第１号に資格要件の確認書類を添えて申し込みを受け付けます。申し込みに当たって提出する書類は次表のとおりとします。

提出書類の名称	様式等	提出部数
参加申込書	別記　様式１号	１部

1

（１）参加申込書

ア　提出方法

持参又は郵送（郵送より提出する旨を電話で連絡すること。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

イ　提出期限

令和　８年　１２月　２日（水）１７時（必着）

ウ　提出先

〒７８１－７１０１　室戸市室戸岬町１８１０番地２

室戸市観光ジオパーク推進課　　担当　山岡

ＴＥＬ：０８８７－２２－５１６１

（２）資格要件の確認

室戸市観光ジオパーク推進課が参加申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。参加申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和８年11月５日（木）までに参加申込者へ文書等で通知します。

（３）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

参加申込書を提出した者のうち、資格要件が満たなかった者に対しては、資格要件が満たなかった旨及び資格要件が満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して５日（市の閉庁日を除く。）以内に、書面（任意様式）により、室戸市観光ジオパーク推進課長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。室戸市観光ジオパーク推進課長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（市の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

第７　説明会

説明会は開催しません。

第８　質疑と回答

質疑事項は任意様式によりＦＡＸもしくはメールにて受け付けることとし、電話又は口頭による質問は受け付けしません。

・受付期限　令和　８年　１２月７日（月）１７時（必着）

・提出方法　ＦＡＸ：０８８７－２３－１６１８（送信後電話で着信を確認）

Ｅ-ＭＡＩＬ：mr-011200@city.muroto.lg.jp（送信後電話で着信を確認）

第９　企画提案書の作成

（１）　企画提案書の提出

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

	提出書類	様式等	提出部数
1	表紙（申込書）	任意様式 Ａ４サイズ、 ページ数は ２０ページ以内 とする。	正本１部 副本５部
2	会社概要		
3	企画提案書		
4	事業スケジュール		
5	業務実績及び実施体制		
6	見積書		

※別記審査基準に基づいた審査をするので、その順番に配慮した書類の作成をすること。

（２）　提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留郵便によるものに限る。）

（３）　提出期限

令和８年１２月１４日（月）１７時（必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することができません。

（４）　提出先・問い合わせ先

〒７８１－７１０１　高知県室戸市室戸岬町１８１０－２

室戸市観光ジオパーク推進課　担当者　山岡

ＴＥＬ：０８８７－２２－５１６１

E-mail：mr-011200@city.muroto.lg.jp

（５）　受理の通知

郵送又は宅配便により送付された提出書類を受け取った場合は、提案者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

（６）　留意事項

ア　企画提案書は１提案者１案までとします。

イ　提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。

（ア）虚偽の内容が記載されているもの

（イ）企画提案書の内容や提出方法等が本要項の規定に適合しないもの

（ウ）提出書類に項目の欠落など重大な不備があった場合

エ　企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とすることとします。

オ　審査委員又は関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

第１０　審査

（１）　審査の方法

ア　審査については、提出された企画提案書をもとにプレゼンテーションによる審査を行います。（別添「審査基準」参照）

イ　各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定します。

ウ　審査には最低基準点を設け、これを下回った提案者は選定しません。
（提案者が１者のみであっても、同様とする。）

エ　プレゼンテーションは20分以内、その後、質疑応答を15分程度行います。

オ　プレゼンテーションはオンラインでの参加は可能とします。

第１１　審査結果

審査結果は、審査終了後速やかにすべての提案者に文書で通知します。

第１２　日程

令和８年１２月２日（水）午後５時まで	参加申込書提出期限
１２月７日（月）午後５時まで	質疑書の提出期限
１２月１４日（月）午後５時まで	企画提案書の提出期限
１２月１８日（金）（予定）	審査(プレゼンテーション)
１２月下旬	審査結果の通知、内容の協議、契約の締結
１月下旬	※20,000,000円以上の契約の場合は議会の議決
令和９年３月２５日(木)まで	成果品引渡し

※和９年３月３１日に完了検査を実施します。完了検査の日を考慮した工程計画を提出すること。

第１３　提出書類の取扱い

（１）　提出された書類は返却しません。

（２）　提出された書類は、市が必要に応じ複写します（審査委員会での使用に限る）。

（３）　提出された企画提案書は、室戸市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙１号様式により提出してください。開示・非開示の判断は、別紙第１号様式に基づき行うものではなく、これを参考に、同条例に基づき市が客観的に判断します。

（４）　契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用しません。

別表

審査基準

	審査の項目	審査の視点
1	企画の内容	① 安全性 船舶の接岸や利用者の乗降時に、十分な浮力・乾舷の維持がなされており、利用者・航行船舶の安全性は確保されているか。
		② 維持管理 台風等の悪天候時の引き上げなどの対応策や貝類等の付着物対策など、維持管理の軽減を図る提案となっているか。
		③ 機能性 スムーズな乗降につながる提案になっているか。
2	実施体制	④ 業務を円滑に遂行できる人員体制となっているか。
3	工程計画	⑤ 工程計画が適切かつ無理のないものになっているか。また、作業の安全性等は確保されているか。
4	過去業務実績	⑥ 過去5年間において類似業務の実績を有しているか。
5	見積額	⑦ 見積額に不明瞭な記載がなく、提案内容に対して妥当なものとなっているか。